

■ 渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第28号 発行日 平成26年3月6日

ごあいさつ



渋谷労働基準監督署
署 長

武 藤 一 雄

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進に多大なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成26年度を迎えるに当たり、当署における行政の所信の一端を述べさせていただきます。平成25年度は、「安心・充実の職業生活と活力ある経済社会の実現」をスローガンとし、健康で安心して働ける職場の形成を目指して、労働災害の防止と労働条件の確保改善等を重点に行政を推進してまいりました。

新年度は、労働災害の再発防止、さらに一歩進めて未然防止に一層取り組むとともに、社会経済情勢の変化の中で生ずる諸問題にも臨機応変に対応すべく、次のような対策に取り組めます。

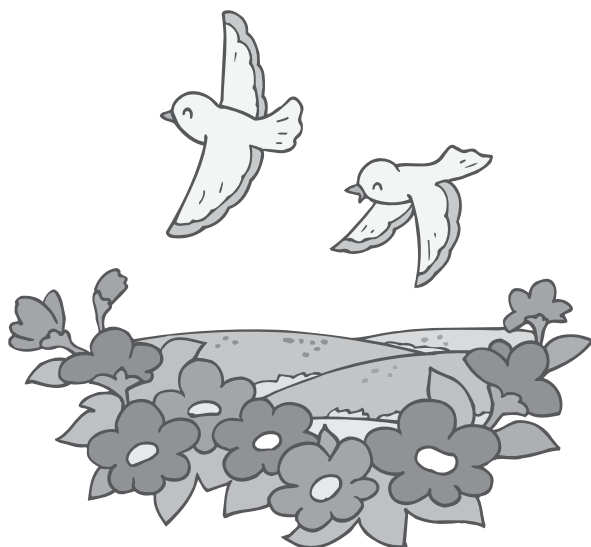
第一は、職場における安全と健康の確保対策です。「Safe Work 東京」をスローガンに第12次労働災害防止計画に基づく対策に向け、労働災害の一層の減少を目指します。当署管内の労働災害の傾向を見ますと転倒災害の割合が多くなっています。特に、昨年は階段で転倒・転落し死亡するという災害が2

件発生しています。オフィスでも、整理・整頓を行い、躓きの原因となる物は取り除いておく、荷物等により足元が見えない状態や両手がふさがった状態での階段昇降等の不安全行動をとらないなど、安全衛生委員会等で審議し、安全対策・安全教育を実施することが望まれます。

第二は、適正な労働条件の確保・改善対策、第三は、労働補償の適正給付です。

行政といたしましては、関係各機関のご協力をいただきながら、職員一同、全力で労働基準行政の推進に取り組む所存です。引き続き一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

末筆になりましたが、貴会のますますのご発展と会員各社様のご繁栄を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。



会長会社のご挨拶



(株)システム計画研究所
取締役

樋田 薫

当研究会も昨年無事30周年を終え、本年度より新たな気持ちで31年を迎えることが出来ました。これも偏に会員各社の変わらないご支援と、渋谷労働基準監督署様の当研究会に対する適切なご指導の賜と厚く御礼申し上げます。

今日の経済動向は回復基調にあると言われておりますが、IT業界ではまだまだ厳しい状況が実感であり、会員各社様も人事労務管理、雇用調整、メンタルヘルス対応等多岐にわたる業務で日々ご苦勞されていることと思います。

昨年は30周年記念事業の一環として、渋谷労働基準監督署様と合同で「新任労務管理担当者向け労働基準関係法令等の研修」をテーマとした特別研修会を開催致しました。この特別研修会は当研究会のみでなく渋谷地区内の同業企業にも広く参加のご案内をして

開催致しました。講師は渋谷労働基準監督署様にお願いし、丸一日をかけ実施致しました。

その他「改正労働者派遣法」関連では、請負・派遣適正化等について、情報サービス産業の立場からのガイドラインを、情報サービス産業協会（JISA）様よりご講義して頂きました。また重要な課題の一つであるメンタルヘルスについては、従来の個人に対するケアでなく、職場環境の改善による個人の「ワーク・エンゲイジメント」を目指す、よりポジティブなメンタルヘルス対策について勉強致しました。

本年も当研究会では人事労務管理問題を軸に研究会を開催する一方、人事労務周辺のテーマについても柔軟に取りあげていく所存です。また中央情報処理産業労務研究会様とも引き続き交流を深め、他地区の労務管理情報を互いに共有する場としていきます。

4月の消費税率アップ等先行きが読みにくい状況が続きますが、渋谷労働基準監督署様との連携を深め適切なご指導のもと「労働行政の情報発信の場」として機能するよう今後も努力していく所存です。皆様の絶大なるご支援ご協力をよろしくお願い致します。

最後になりましたが会員皆様のご健勝を祈念致します。

主任監督官のご挨拶



渋谷労働基準監督署
第四方面 主任監督官

真田 暁

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会の皆様には、日頃から労働基準行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて昨年は、東京オリンピック招致決定などの明るい話題もあり、景気は一部回復傾向

にあるとありますが、一方で、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の問題など、特に雇用・労働問題が社会的な注目を集めました。

このような状況の中、東京労働局では、①労働災害防止対策、メンタルヘルス対策の推進による労働者の安全と健康の確保、②長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の解消、③経営環境の変化等に対応した法定労働条件の確保、④最低賃金の周知・履行確保、⑤迅速・適切な労災補償の実施、の5項目を重点課題として取り組んでおります。

当署においてもこれらを踏まえ、貴会の30周年の節目に当たり、昨年においては、貴会との共催で労働基準関係法令の基礎に関する1日がかりの特別講習会を開催し、その他研究会ではソフトウェア業界で問題となる労働時間管理を中心とした講演等を行いました。

そして、上記活動を通して伝わってくる貴会及び会員事業場の皆様の真剣かつ熱心な姿勢には驚きを禁じえず、貴会が渋谷署管内のソフトウェア業界における法定労働条件確保改善のための拠点になりつつあると確信に至った次第であり、大変頼もしく感じている

ところでございます。

つきましては、貴会及び会員事業場の皆様におかれましては、今後とも変わらぬ労働基準行政にご理解ご協力を賜り、特に貴会活動を通じて、自主的な労働条件確保改善の推進をお願いいたします。

また、渋谷労働基準監督署といたしましても、積極的に貴会の活動に協力させていただく所存でございます。

最後になりましたが、貴会の益々のご発展と会員事業場の皆様のご繁栄ご健勝を祈念いたします。

渋谷労働基準監督署からのお知らせ

1 ソフトウェア業に対する監督指導状況の推移

ソフトウェア業に対する監督指導結果をみると、全国的には、①労働条件の明示（労基法15条）、②労働時間（同法32条）、③割増時間（同法37条）、④就業規則（同法89条）、⑤賃金台帳（同法108条）、⑥衛生管理者（安衛法12条）、⑦衛生委員会（同法18条）、⑧健康診断（同法66条）に関する法違反が多い傾向にあります。

平成20年から25年の間に渋谷労働基準監督署管内のソフトウェア業の事業場に対して実施した監督指導の状況は次のとおりでした。

渋谷労働基準監督署における監督指導結果

年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	11件	38件	27件	13件	20件	9件

渋谷労働基準監督署管内における主な法条項別労働基準法違反件数と比率

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
15条 (労働条件明示)	1 8%	3 6%	1 3%	2 12%	3 14%	3 21%
20条 (解雇予告)	2 17%	1 2%	2 7%	1 6%	2 10%	0 0%
24条 (賃金)	3 25%	17 34%	17 59%	6 35%	7 33%	3 21%
32条 (労働時間)	0 0%	5 10%	2 7%	2 12%	3 14%	1 7%
35条 (休日)	0 0%	0 0%	0 0%	1 6%	0 0%	0 0%
37条 (割増賃金)	4 33%	15 30%	6 21%	2 12%	4 19%	5 36%
89条 (就業規則)	1 8%	6 12%	1 3%	1 6%	2 10%	1 7%
108条 (賃金台帳)	1 8%	3 6%	0 0%	2 12%	0 0%	1 7%

渋谷労働基準監督署管内における労働安全衛生法に関する違反件数と比率

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
15から19条	0 0%	4 40%	2 50%	6 75%	4 80%	2 33%
66条 (健康診断)	0 0%	4 40%	1 25%	2 25%	0 0%	3 50%
100条 (各種報告)	0 0%	2 20%	1 25%	0 0%	1 20%	1 17%

全国の傾向と同様に、依然として割増賃金に関する法違反の割合が比較的高く、その他労働条件の明示や賃金に関するもの、健康診断に関するものも比較的高い割合となっています。さらに、小規模事業所においては、賃金（労基法24条）に関する法違反も認められます。

以下、上記法違反に関し、条項別に説明していきます。

労働条件の明示(労基法15条)
就業規則(労基法89条)
賃金台帳(労基法108条)

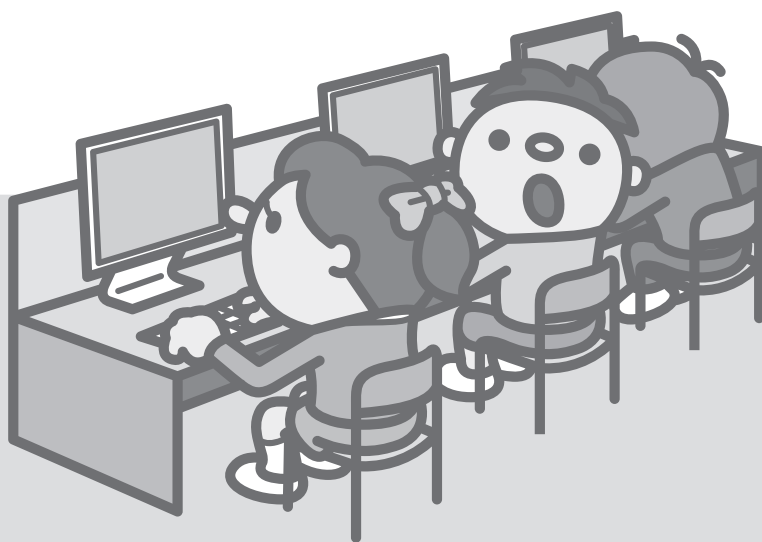
労働者を雇い入れる際には、法定の労働条件項目を記載した書面（これを労働条件通知書といいます。）を労働者に交付しなければなりません。

常時10人以上の労働者を使用する事業場

は就業規則を作成し、過半数労働組合あるいは労働者代表の意見書を添付して、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。就業規則を変更した場合も同様に届出が必要です。

また、賃金台帳は、事業場ごとに調整し、賃金額等を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければなりません。

ソフトウェア業においては、時間外労働手当、深夜手当、休日手当をまとめたものを定額残業手当として支払う状況が認められます。このような場合、定額残業手当に関し、労働条件通知書に明記し、さらに就業規則にも定めておく必要があります。また、このように定めた場合であっても、定額残業手当は、時間外労働手当、深夜手当、休日手当ごとに、その時間数とともに記入する必要があります。



労働時間(労基法32条)
割増賃金(労基法37条)

休憩時間を除き、原則1日8時間、1週40時間（これを法定労働時間といいます。）を超えて労働させることはできません。ただし、時間外・休日労働協定（これを36協定といいます。）を労使で締結し、所轄労働基準監督署長に届け出た場合、その協定で定める限度内で上記法定労働時間を超えて労働させることができます。

法定労働時間を超えて労働させた場合は、通常の賃金の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。また、夜10時から朝5時までの間に労働させた場合も2割5分増の賃金、法定休日に労働させた場合は3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

ソフトウェア業においては、不適切な労働時間管理、定額残業手当制度や専門裁量労働制が長時間労働の原因となり、ひいては割増賃金不払の原因となりがちです。適正な労働時間管理に基づく適正な支払をしていただく必要があります。



衛生管理者(安衛法12条)
衛生委員会(安衛法18条)
健康診断(安衛法66条)

常時50人以上の労働者を使用する事業場は有資格者の中から衛生管理者を選任し、法定の労働衛生に関する技術的事項を管理させなければなりません。

また、常時50人以上の労働者を使用する事業場は法定項目に関し調査審議させるために衛生委員会を設置しなければなりません。

常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に法定の健康診断を受診させなければなりません。

ソフトウェア業においては、衛生管理者に職場改善、健康診断の企画等を行わせたり、衛生委員会にて、特に長時間労働による健康障害を防止するための措置を調査審議させることが必要となります。



会員会社一覧表（１）

会社名	住所	TEL/FAX
(株)ウェスト	〒108-0074 港区高輪2-15-19 高輪明光ビル8F	TEL.03-6408-6408 FAX.03-6408-6409
(株)NHKメディアテクノロジー	〒150-0047 渋谷区神山町4-14 第3共同ビル3F	TEL.03-3481-7820 FAX.03-3481-7609
(株)ガウス	〒150-0031 渋谷区桜丘町8-9 メイセイビル2F	TEL.03-3780-0541 FAX.03-3780-0545
(株)ギャラクシィ	〒112-0012 文京区大塚5-3-13 小石川アーバンビル	TEL.03-3943-3300 FAX.03-3943-3302
☆ (株)コア	〒154-8552 世田谷区三軒茶屋1-22-3 コアビル	TEL.03-3795-5115 FAX.03-3795-5129
☆ (株)シーイーシー	〒150-0022 渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル8F	TEL.03-5789-2441 FAX.03-5789-2582
(株)シー・エス・イー	〒150-0044 渋谷区円山町23-2 アレトウサ渋谷ビル	TEL.03-3463-5632 FAX.03-3463-5907
(株)ジェイアール東日本情報システム	〒151-0053 渋谷区代々木2-2-2 JR東日本本社ビル9F	TEL.03-5309-4071 FAX.03-3378-8317
☆ (株)システム計画研究所	〒150-0031 渋谷区桜丘町2-9 カスヤビル	TEL.03-5489-0211 FAX.03-5489-0215
横河ソリューションズ(株)	〒151-0053 渋谷区代々木3-25-3 あいおい損保新宿ビル	TEL.03-5798-0600 FAX.03-5351-8201
☆ (株)セントラル情報センター	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-16-7	TEL.03-3496-1571 FAX.03-3496-5204
ソニックインフォメーション(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-7 青ビル8F	TEL.03-3406-3701 FAX.03-3400-0688
(株)ソフマックスシステムズ	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-22-9 日本綜合地所渋谷ビル7F	TEL.03-3476-1166 FAX.03-3476-1167
(株)第一コンピューター	〒150-0031 渋谷区桜丘町24-1 橋本ビル8F	TEL.03-3780-0731 FAX.03-3780-1275
(株)第一情報システムズ	〒150-0021 渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル	TEL.03-3462-8282 FAX.03-3462-8252
中央ソフト開発(株)	〒150-0012 渋谷区広尾1-10-5 テック広尾ビル	TEL.03-3473-4880 FAX.03-3473-4847
(株)TSP	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-21-14 渋谷TODビル7F	TEL.03-3477-0711 FAX.03-3770-7050
☆ TDCソフトウェアエンジニアリング(株)	〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル	TEL.03-6730-8111 FAX.03-3350-8155
☆ 東京システムズ(株)	〒150-0013 渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル9F	TEL.03-3446-2531 FAX.03-3446-2823
東洋システム開発(株)	〒105-0001 港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル3F	TEL.03-3499-4069 FAX.03-3499-5927
☆ (株)ナック情報センター	〒141-0031 品川区西五反田3-12-13 TKKビル3F	TEL.03-3495-4601 FAX.03-3495-4636
☆ 日本情報産業(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-1-4 日本情報産業ビル	TEL.03-3409-9412 FAX.03-3407-8735
☆ (株)ニッポンダイナミックシステムズ	〒154-0015 世田谷区桜新町2-22-3	TEL.03-3439-2001 FAX.03-3439-4811
☆ (株)日本科学技術研修所	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-10-11	TEL.03-5379-1319 FAX.03-5379-1530

会員会社一覧表（２）

会社名	住所	TEL/FAX
(株)日本経営データ・センター	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-11-8	TEL.03-3402-7501 FAX.03-3402-7682
日本テレマティーク(株)	〒151-0061 渋谷区初台1-34-14 初台TNビル4F	TEL.03-5351-1511 FAX.03-5351-1515
(株)アドバンストラフィックスシステムズ	〒160-0023 新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル10F	TEL.03-6864-7781 FAX.03-6864-7787
(株)ファーストコンピューター	〒150-0042 渋谷区宇田川町12-3 ニュー渋谷コーポラス505	TEL.03-3464-4407 FAX.03-3464-4418
(株)ユー・エス・イー	〒150-0013 渋谷区恵比寿4-22-10	TEL.03-5449-8511 FAX.03-5449-8542
リンク情報システム(株)	〒150-0042 渋谷区宇田川町3-14 渋谷セントラルビル	TEL.03-3476-0913 FAX.03-3770-1913

☆は幹事会社

2013年度の主な活動内容

項 目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第31回定期総会 2. 特別講演 「脳からストレスを消す技術」 東邦大学医学部教授 有田 秀穂 氏	3月
研究会	第89回 30周年記念特別研究会 「ソフトウェア業における労務管理研修会」 渋谷労働基準監督署 第四方面主任監督官 真田 暁 氏 同 第二方面主任監督官 後藤 克巳 氏	7月
	第90回研究会 (1)裁量労働制の適切な運用のために 渋谷労働基準監督署 第四方面主任監督官 真田 暁 氏 (2)適正な業務委託契約運用のためのガイドラインを中心として (社)情報サービス産業協会 (JISA) 企画調査部調査課長 茂木 智美 氏	10月
	第91回研究会 (1)適正な労働時間管理のために 渋谷労働基準監督署 第四方面主任監督官 真田 暁 氏 (2)職場環境とメンタルヘルス 新日本無線(株) 人事部人材開発課 専門課長 津田 芳伸 氏	12月

■ 中央地区情報処理産業労務研究会との交流セミナー

- 4月 「高年齢者雇用安定法の改正 (IT業界におけるキャリアパスを考える)」
- 7月 「外部労働組合対応について。最近の動向と対応方法」ほか
- 10月 「D・カーネギー『人を動かす』ショートセミナー」
- 1月 「職場におけるハラスメントの防止」ほか

2014年度 活動予定

項 目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第32回定期総会 2. 特別講演 「どうなる！ 今後の日本経済2014」 第一生命経済研究所 首席エコノミスト 畠峰 義清 氏	3月
研究会	第92回研究会 「60歳以上再雇用時の社会保険Q&A」(案)	6月
	第93回研究会 「各社の課題から ～労働問題のQ&A」(案) 労務管理、労働安全衛生、雇用均等 など	9月
	第94回研究会 「メンタル・タフネス教育 ストレスに負けない組織作り」(案)	12月



研究会の様子

ご入会方法

ご入会に関するお問い合わせは事務局まで

TEL : 03-3439-2001

FAX : 03-3439-4811

mail : hitomi@nds-tyo.co.jp

担当：(株)ニッポンダイナミックシステムズ
藤本ひとみ